

和歌山県男女共同参画センター

概 要

平成 24 年度

和歌山県男女共同参画センター “りいぶる”

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9F

TEL 073-435-5245

FAX 073-435-5247

URL <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031501/index.html>

目 次

和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”の概要	3
-------------------------	---

平成24年度事業計画概要

1 主要事業	6
2 講座・イベント等開催事業	8
3 情報収集提供事業	11
4 相談事業	12

平成23年度事業概要

1 イベント開催事業	13
2 各種事業	14
3 講師派遣	25
4 情報収集提供事業	26
5 相談事業	30
6 センター利用状況	34

参考資料

和歌山県男女共同参画基本計画（第3次）のあらまし	36
男女共同参画のあゆみ	39
和歌山県男女共同参画推進条例	42
男女共同参画社会基本法	46

和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”の概要

1 基本方針

和歌山県男女共同参画センターは、男女共同参画社会実現のための様々な活動と交流の拠点として、男女が共に喜びも責任もわかり合いながら社会のあらゆる分野へ参画することを支援します。

2 男女共同参画センターの果たす機能と役割

センターには、次の5つの機能があり、それぞれに対応した事業を展開しています。

(1) 出会いと交流

交流スペースでの出会いや、貸室（会議室・一時保育ルーム）を利用して交流を広げることができます。

(2) 学習と啓発

講座・講演会・イベントを通して、自身の問題解決や男女共同参画の推進にむけて、知識や能力を身につけることができます。

(3) 情報の収集と発信

男女共同参画に関する図書・DVD等を収集しています。また、ホームページの開設や情報誌を発行しています。図書・情報資料室では、読む・見る・借りるなど、情報収集ができます。

(4) 相談と支援

あなたの悩みをうけとめ、あなたらしく生きるお手伝いをしています。女性の方は、女性相談員が対応する電話や面接による、総合相談・カウンセリング・法律相談が受けられます。男性の方は、男性相談員が対応する電話相談が受けられます。

(5) 新しい文化の創造と支援

多様な価値観を認め合う社会づくりを推進しています。新しい地域づくりなど、あらゆる分野への参画を推進するための支援を受けることができます。

3 沿革

- 平成4年度 ・「健康ふれ愛和歌山計画」策定
総合健康福祉棟（仮称）内に女性センターの整備を計画
- 平成5年度 ・女性問題懇話会に女性センター検討部会を設置
- 平成7年度 ・総合健康福祉棟（仮称）基本設計
- 平成7年度 ・総合健康福祉棟（仮称）実施設計
- 平成8年度 ・建設工事着工
- 平成9年度 ・女性センター事業企画委員会を設置
・女性センターの愛称募集開始
- 平成10年度 ・女性センターの愛称を「りいぶる」に決定
・女性に関する相談機関ネットワーク会議を設置（11月）
・県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（複合施設）竣工
・9階に女性センターを開設（12月）
・女性就業援助センターを女性センターに組織統合
- 平成13年度 ・女性センターの名称を男女共生社会推進センターに変更（4月）
・女性就業援助促進事業を終了（3月）

- 平成21年度 ・ 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9階に男女共生社会推進センター、県青少年活動センター、県NPOサポートセンターの3施設を集約し、会議室等の共用化を開始。併せて開館日、開館時間等を変更。(10月)
- 平成22年度 ・ 男女共生社会推進センターの名称を男女共同参画センターに変更(4月)
- ・ センター運営事業の一部業務委託開始(4月)

4 建設概要

建物名称 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛(複合施設)

所在地 和歌山市手平2丁目1番2号

敷地面積 31,657.02m²

延床面積 20,823.64m²

建物構造 高層棟 鉄骨鉄筋コンクリート造
地下1階、地上12階、塔屋2階

低層棟 鉄骨造、地上2階

5 男女共同参画センター施設概要

施設位置 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9階

面積 558.24m² (会議室A・Cを含む)

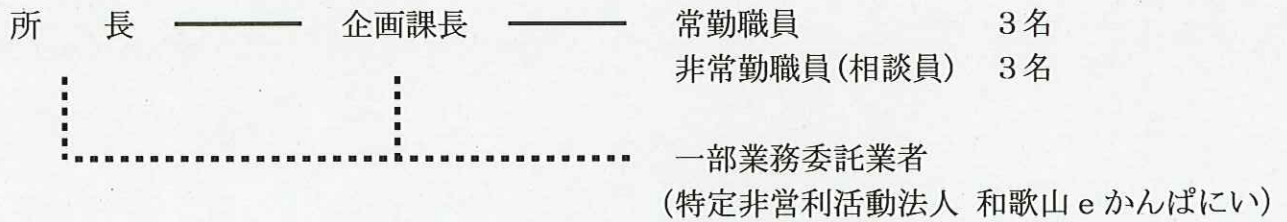
※3施設共用

事務室・所長室・相談室 図書情報資料室 交流スペース・倉庫	講師 控室	会議室A ※共用	会議室B ※共用	会議室C ※共用	一時保育 ルーム ※共用
229.22m ²	21.72m ²	152.69m ²	91.32m ²	154.61m ²	45.77m ²

(平面図)



6 組織



7 利用について

(1) 開館時間

午前9時から午後9時まで(日曜日は午後5時30分まで)

(2) 休館日

毎週月曜日、国民の休日(祝日)、年末年始(12月29日～1月3日)

8 交通案内

和歌山駅から

- ・徒歩 約20分
- ・バス利用

1番…新手平經由海南日限下またはマリーナシティ、医大病院行き
所要時間 約5分(5番目の停留所「手平出島」バス停下車)

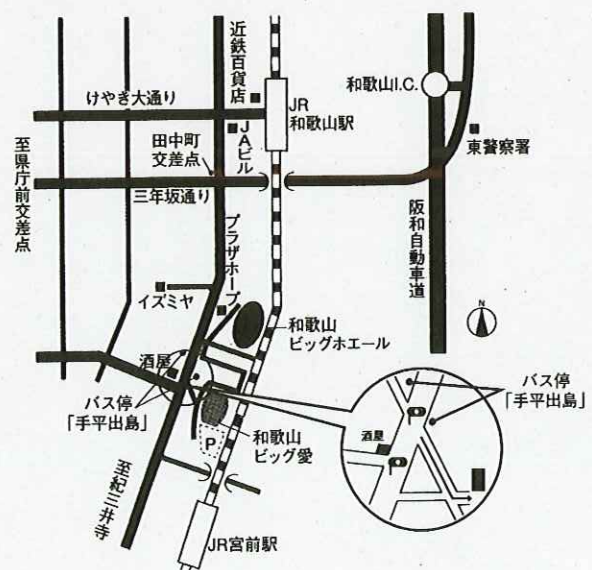
宮前駅から

- ・徒歩 約7分

和歌山市駅から

- ・バス利用

5番…JR和歌山駅經由海南日限下
またはマリーナシティ、
医大病院行き
所要時間 約20分(「手平出島」
バス停下車)



平成24年度事業計画概要

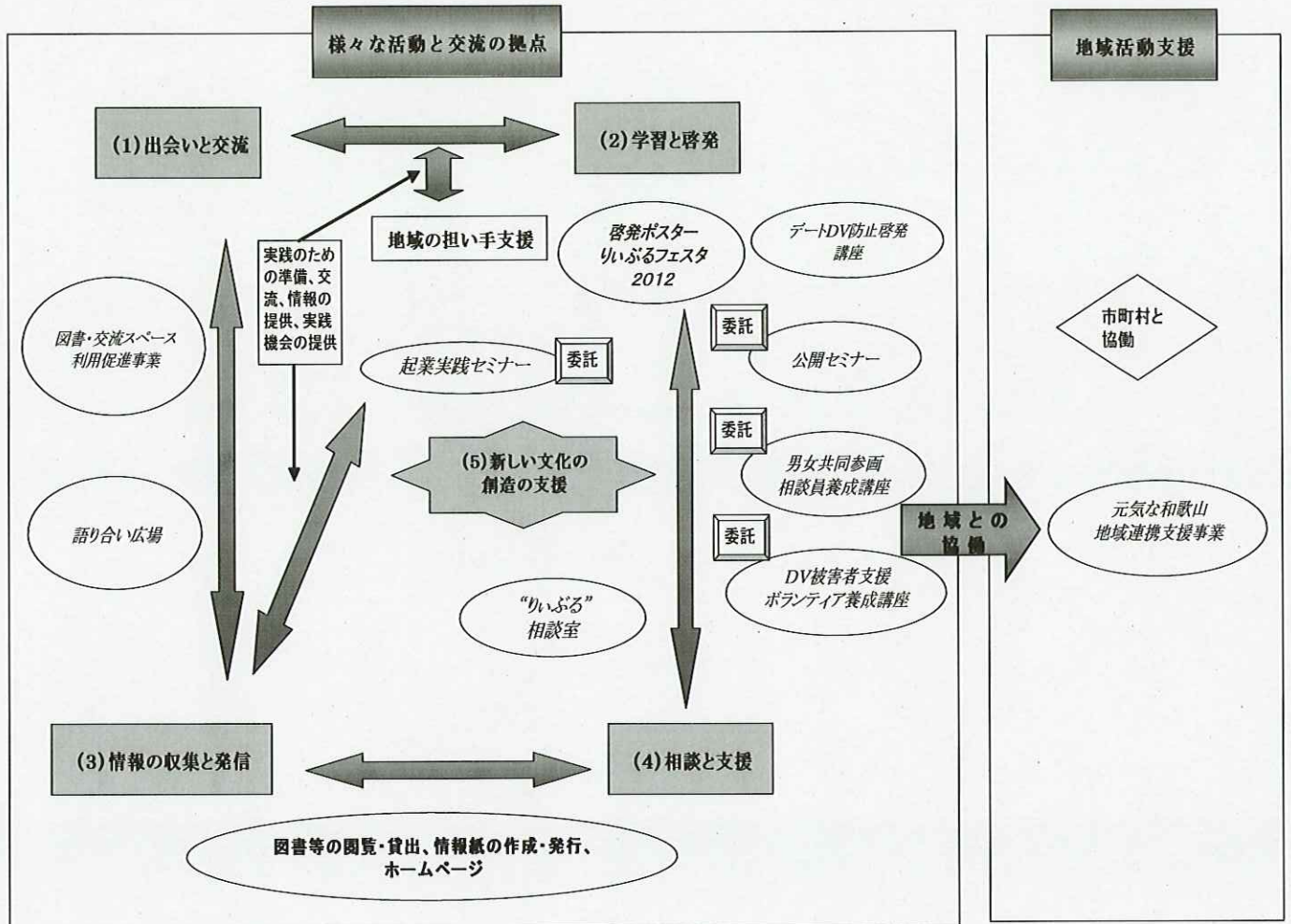
1 主要事業

(単位：千円)

事業名	事業区分	主な事業内容	本年度予算額
男女共同参画センター 運営	直営	<ul style="list-style-type: none"> ・りいぶるフェスタ2012 ・男女共同参画啓発ポスター募集 ・語り合い広場 ・デートDV防止啓発事業 ・「元気な和歌山」地域連携支援事業 ・講師派遣 ・男女共同参画相談員による常時の相談 ・法律相談 ・カウンセリング ・男性相談 ・図書・ビデオ等の収集 	全体事業額 30,737 (内直営事業分) 18,882 (内委託事業分) 11,855
	委託	<ul style="list-style-type: none"> ・公開セミナー ・起業実践セミナー ・男女共同参画相談員養成講座 ・DV被害者支援ボランティア養成講座 ・センターニュースの作成・発行 ・図書・ビデオ等の貸出、収集 ・会議室等の貸出 ・図書・交流スペース利用拡充事業 	

・センターの果たす機能と役割

新しい価値観の創造…男女共同参画で新しいふるさと和歌山を



2 講座・イベント等開催事業

○直営事業

名 称	内 容	開催日・場所	講師等
りいぶるフェスタ 2012	男女共同参画推進に向けた意識啓発のため、公開講座を中心としたイベントを開催。併せて男女共同参画啓発ポスター最優秀賞受賞者の表彰を行う。 ・公開講座 ・男女共同参画啓発ポスター最優秀賞受賞者表彰式 ・入賞作品展示 ・ミニステージなど	11/17 (土) 和歌山ビッグ ホエール	映画字幕翻訳家 戸田 奈津子
「男女でつくる元気な和歌山」ポスター作品募集	男女共同参画をテーマとして県内の小中高校生を対象にポスターを募集し、男女共同参画について考える機会を提供する。 《募集期間：平成24年7月1日～9月14日》	りいぶるフェスタにて最優秀賞受賞者表彰予定	
語り合い広場	相談から見えてくる様々な課題をテーマに、ゲストスピーカーの講義と参加者との交流会を開催する。(年2回)	9/2 (日) りいぶる 11/11 (日) りいぶる	女性ライフサイクル研究所 森崎 和代 大阪大学大学院 准教授 石蔵 文信
デートDV防止啓発事業	県内高校への出前講座を開催。また、県内小・中・高校・特別支援学校の生徒指導担当教員への講演会を開催する。	7/31 (火) 県立情報交流センターB ig・U 8/2 (木) 和歌山ビッグ愛 11/14 (木) 和歌山工業高等学校 12/18 (火) 有田中央高等学校 1/8 (火) 熊野高等学校	神戸大学・立命館大学非常勤講師 伊田 広行

<p>「元氣な和歌山」 地域連携支援事業</p>	<p>女性にとっても、男性にとっても生きやすい「元氣な和歌山」を実現するため、県内のNPOなどの団体と市町村が連携を図りながら実施する男女共同参画の推進を目指す事業企画を募集し、その中から優秀な企画を採択し事業委託を行う。 《募集期間：平成24年5月18日～7月31日》</p>		
------------------------------	---	--	--

○委託事業

名 称	内 容	開催日・場所	講師 等
<p>男女共同参画相談員養成講座</p>	<p>市町村における男女共同参画基本計画策定をはじめ、女性問題に関する相談で実践的知識を有する人材を育てるために、ステップアップ講座（継続実施）を開催する。</p>	<p>7/1（日） 7/8（日） 田辺市民総合センター</p>	<p>(株)ウィメンズ カウンセリング 京都 小松 明子</p>
<p>DV被害者支援ボランティア養成講座</p>	<p>地域でDV被害者に寄り添う支援ボランティア養成講座（基礎編）を開催する。</p>	<p>12/2（日） 12/16（日）</p>	<p>フェミニストカウンセリング堺 宮野 由起子</p>
<p>起業実践セミナー</p>	<p>雇用以外の就業形態としての起業に対する支援、自己表現・社会貢献を目指した起業に対する支援を目的としたセミナーを開催する。</p>	<p>10/14～11/4 の各日曜日 りいぶる</p>	<p>(有)未来教育設計代表取締役 吉住 裕子</p>
<p>公開セミナー</p>	<p>ふるさとづくりへの県民の参画促進や、社会的気運の醸成を図るため、男女共同参画を身近に考えることのできる旬のテーマをとりあげ、講演やパネルディスカッションを開催する。</p>	<p>6/27（水） 和歌山ビッグ愛 11/25（日） 県立情報交流センター-B ig・U 2/17（日） 有田市文化福祉センター</p>	<p>日本政策投資銀行特任顧問 藻谷 浩介 さよウィメンズ・メンタルクリニック院長 竹下 小夜子 昭和女子大学 学長 坂東 眞理子</p>
<p>図書・交流スペース利用拡充事業</p>	<p>○保育つき読書の時間 育児中の方を対象に、専門の保育スタッフが子どもを一時保育し、読書を愉しむ時間を提供する。</p>	<p>9/14、12/14、 3/1（金） りいぶる</p>	

<p>○りいぶる絵本の広場 りいぶる所蔵の絵本や紙芝居を活用して、子どもと保護者がゆったりと絵本の世界を愉しむ読み聞かせ会を開催する。</p>	<p>7/29、 8/19、 12/8（日） りいぶる</p>
<p>○りいぶるシアター りいぶる所蔵のDVD映画を上映し、上映後に参加者の意見交換会を開催する。</p>	<p>8/25（土） 11月（予定） りいぶる</p>

3 情報収集提供事業

図書・情報資料室に配架する男女共同参画社会づくりに関する図書・資料を中心に収集するとともに、情報誌の発行、インターネットによる情報提供を行い社会参画や活動支援、男女共同参画の推進を図る。

また、NPO活動サポート及び青少年健全育成関連図書の一括管理を行う。

(1) 利 用

- ・ 開館時間 火～日 午前9時から午後9時まで（日曜は午後5時30分まで）
- ・ 休館日 毎週月曜日、国民の祝日（休日）、年末年始（12月29日から1月3日）

(2) 閲 覧

- ・ 男女共同参画に関する図書の配架
- ・ ビデオブースでのビデオ鑑賞
- ・ 雑誌・行政資料の室内閲覧
- ・ インターネットによる情報閲覧

(3) 図書貸出

① 利用者登録

- ・ 県内に在住・通勤・通学の方（概ね16歳以上）
- ・ 「貸出利用カード発行申込書」に所要事項を記入のうえ、氏名、住所を確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証等）を提示
- ・ 「貸出利用カード」の発行（有効期限2年）

② 個人貸出

- ・ 書籍については、1人3冊以内、ビデオ・DVDについては1人1点まで
- ・ 期間は2週間まで

(4) 情報誌の発行

- ・ センターニュース「りいぶる」の発行（年3回）

(5) インターネットによる情報発信

- ・ ホームページによる情報発信

4 相談事業

男女共同参画に関連した様々な悩みの相談に応え、自分らしい生き方を実現していけるよう支援する。

(1) 総合相談

家庭や職場のこと、生き方への不安など自分らしく生きるうえでさまざまな悩みや相談に女性相談員が応じる。

●電話相談

火～土曜日 9:00～20:30

日曜日 9:00～17:00

●面接相談（要予約・女性のみ）

火～土曜日 9:00～17:30

日曜日 9:00～16:00

(2) カウンセリング

女性が抱えるこころの問題に女性カウンセラーが相談に応じる。

●面接相談または電話相談（要予約・女性のみ）

毎月第1～第4金曜日 13:00～16:40

(3) 法律相談

夫婦、財産相続、金銭問題等、女性にとって身近な法律上の問題に女性弁護士が応じる。

●面接相談（要予約・女性のみ）

月4回（不定期）13:00～14:50

(4) 男性相談

男性のための電話相談。
職場のストレス、夫婦・家族・人間関係の問題に男性相談員が応じる。

●電話相談（男性のみ）

毎月第2水曜日 16:30～20:30

平成23年度事業概要

1 イベント開催事業

和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”の活動を広く県民に周知し、県民参加のもと「男女共同参画社会」への意識啓発のためのイベントなどを開催した。

(1) りいぶるフェスタ2011

男女共同参画推進に向けた県民意識醸成に努めるとともに、身近な問題として捉える契機となるよう、和歌山ビッグホエールにおいて講演会等を開催した。
(ふれあい人権フェスタと同時開催)

月 日	場 所	内 容	講 師 等	開催時間	参加者数
11/19 (土) 20 (日)	和歌山ビッグ ホエール	男女共同参画啓発ポスター「みんなで作ろう輝く未来」表彰式	最優秀賞受賞者	11/19(土) 13時～15時	延751人
		ミニミニコンサート	グッディ・フラウエン (ママさん&パパさんバンド)		
		講演 「オラの愛する元気な日本～絆でつながる男女共同参画社会～」	タレント ダニエル・カール		
		男女共同参画啓発ポスター入賞作品展示			

(2) 男女共同参画週間 (6/23～6/29) イベント

「部下を定時に帰す仕事術」「そうか君は課長になったのか」などの著書がベストセラーとなった佐々木常夫さんを講師に迎え、ワークライフバランスを理解し実践することで、自身も職場も社会も変えていけることを知る機会とするために講演会を開催した。

月 日	場 所	テ ー マ	講 師	開催時間	参加者数
6/29 (水)	和歌山ビッグ愛 大ホール	経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス～あなたが変わる、職場が変わる～	(株)東レ経営研究所 特別顧問 佐々木 常夫	19時 ～ 20時30分	283人

2 各種事業

(1) りいぶる基本計画サポート事業

市町村が策定した（策定する）基本計画をサポートするため、市町村と協働して、地域の担い手となる人材を養成したり、気運を醸成する講座やセミナーを当該地域で開催した。

開催日	時間	場所	テーマ	講師等	参加者数
8/2(火)	14:30～ 16:30	有田川町金屋文化保健センター	「災害と女性」	NPO法人ウィメンズネット・こうべ 代表理事 正井 礼子	50人
1/19(木)	14:00～ 15:30	新宮市人権教育センター	「家族の介護から学んだこと」	タレント・漫才師 辻 イト子	27人
2/23(木)	13:30～ 15:00	田辺市民総合センター	「農業に活かす女性の力」	京都府南山城村 女性農業士 小西 真理子	27人
3/1(木)	13:30～ 15:00	新宮市福祉センター	「きっと毎日が楽しくなる心地いい家族のカタチ」	スーパー主夫 近畿高等看護専門学校非常勤講師 山田 亮	28人

(2) 企画力養成講座

地域において、男女共同参画の視点を持ち、地域の課題や問題解決に取り組む知識と実践力をもつ人材を養成することを目的とする講座を開催した。

- ・受講生 延べ36人
- ・場所 紀の川市貴志川地区公民館

開催日	時間	テーマ	講師
11/12(土)	13:00～ 15:00	男女共同参画でまちづくり 「想いを描くことから始めましょう」	和歌山県中小企業家同友会 事務局相談役 北山 妙子
	15:00～ 17:00	ファシリテーション力を磨く	紀の州コンサルティング代表 濱田 智司

11/13(日)	10:00～ 12:00	講義とワークショップ 「想いを“見える化”する」	紀の州コンサルティング代表 濱田 智司
	13:00～ 14:00	女性目線で地域を活性化 「カフェから見えるまちづくり」	Vanilla Cafe 店長 芝 ゆかり
	14:00～ 16:00	講義とワークショップ 「想いのブラッシュアップ！」	紀の州コンサルティング代表 濱田 智司
11/27(日)	13:00～ 17:00	講義とワークショップ 「想いのシェアと積極的参画」	紀の州コンサルティング代表 濱田 智司

(3) 語り合い広場

相談事業から見えてくる様々な課題をテーマとし、ゲストスピーカーによる講義と、講師を交えた参加者の交流会を開催した。

開催日	時間	場所	テーマ	講師等	参加者数
9/9(金)	13:30～ 15:30	りいぶる	「熊丸みつ子さんの親子で遊ぼう！～泣いたって怒ったってへっちゃら～」	幼児教育専門家 熊丸 みつ子	85人
11/6(日)	10:00～ 12:00	りいぶる	「自分らしく生きる・子育てサークルママの夢と想い～ゼミ研究を通して～」	和歌山信愛女子短期大学 准教授 森下 順子 和歌山信愛女子短期大学保育科学生	15人
1/28(土)	13:30～ 15:30	りいぶる	多様化する女性のライフサイクル 「先輩シングルマザーに学ぶ マネー&ライフ」	うえだライフマネジメントオフィス 代表 植田 香代子	13人
3/10(土)	13:00～ 15:30	りいぶる	「つながりを広げる交流会 2012 ～今、女性の力が必要とされる時～」	日本女子大学 教授 大沢 真知子	34人

(4) 起業実践セミナー 「夢をかなえる大人の起業塾」

起業の基礎的な知識の習得や営業ツール作成に加え、地方からの魅力発信のためホームページ等 IT を活用した起業を目指す講座を開催した。

県内2会場で開催し、両会場とも初日は公開講座とした。

・和歌山会場（りいぶる） ・御坊会場（財部会館）

開催日	場 所	時 間	内 容、 講 師	受講者数
第1日 10/15(土)	りいぶる	10:00～ 12:00	公開講座 「夢をかなえる大人の学校 サクセスストーリー」 次屋 妙子 (TSUGIYA TAEKO PLANNING OFFICE プロフェサ)	62人
		13:00～ 16:00	自分の夢をカタチに① ～事業のヒント、アイデアの見つけ方～ 自分の夢をカタチに② ～発想力・情報探索力の磨き方～ 吉住 裕子 ((有)未来教育設計代表取締役)	延べ 105人
第2日 10/22(土)	りいぶる	10:00～ 10:30	体験者からヒントをつかめ!① ～北欧雑貨のお店とラッピング教室～ 根来 早苗 (北欧雑貨サテーンカーリ店長)	
		10:30～ 12:30	自分の夢をカタチに③ ～起業の実際とチャレンジポイント～ 吉住 裕子	
		13:30～ 16:00	自分の夢をカタチに④ ～事業計画書の意義と記載内容～ 吉住 裕子	
第3日 10/29(土)	りいぶる	10:00～ 10:30	体験者からヒントをつかめ!② ～子ども連れでも気軽に行けるカフェ～ 西坊 典子 (親子カフェ遊有オーナー)	
		10:30～ 13:00	私の営業ツールづくり① ～営業ツールの大切さと作成ポイント～ 吉住 裕子	
		14:00～ 16:00	インターネットを活用したプロモーション ～不況に負けないネットショップづくり～ 桶下 眞理 (激安販売ドットコム代表)	

第4日 11/5(土)		10:00～ 10:30	体験者からヒントをつかめ！③ ～OLから会社社長へ～ 坂本 昇子 (ワイズメイト(株)代表取締役)	
		10:30～ 13:00	私の営業ツールづくり② ～自分の営業ツールを磨く～ 吉住 裕子	
		14:00～ 16:00	これからのチャレンジに向けて ～仕事獲得のための5カ条～他 吉住 裕子	
		16:00～ 17:00	個別相談 水城 実 (税理士) 濱田 智司 (中小企業診断士)	
第1日 11/20(日)	財団会館	10:00～ 12:00	公開講座 「夢をかなえる大人の学校 サクセスストーリー」 次屋 妙子 (TSUGIYA TAEKO PLANNING OFFICE プラディサ)	36人
		13:00～ 16:00	自分の夢をカタチに① ～事業のヒント、アイデアの見つけ方～ 自分の夢をカタチに② ～発想力・情報探索力の磨き方～ 吉住 裕子 ((有)未来教育設計代表取締役)	延べ 61人
第2日 11/27(日)		10:00～ 10:30	体験者からヒントをつかめ！① ～コーチングでセミナー講師に～ 平野 未花 (Office Grace 代表)	
		10:30～ 12:30	自分の夢をカタチに③ ～起業の実際とチャレンジポイント～ 吉住 裕子	
		13:30～ 16:00	自分の夢をカタチに④ ～事業計画書の意義と記載内容～ 吉住 裕子	
第3日 12/4(日)		10:00～ 10:30	体験者からヒントをつかめ！② ～地元産の梅を活かして、事業拡大～ 岩本 恵子 (カフェ・ド・ママ オーナー)	

第4日 12/11(日)	10:30～ 13:00	私の営業ツールづくり① ～営業ツールの大切さと作成ポイント～ 吉住 裕子
	14:00～ 16:00	インターネットを活用したプロモーション ～不況に負けないネットショップづくり～ 桶下 眞理 (激安販売ドットコム代表)
	10:00～ 10:30	起体験者からヒントをつかめ!③ ～OLから会社社長へ～ 坂本 昇子 (ファミイト(株)代表取締役)
	10:30～ 13:00	私の営業ツールづくり② ～自分の営業ツールを磨く～ 吉住 裕子
	14:00～ 16:00	これからのチャレンジに向けて ～仕事獲得のための5カ条～他 吉住 裕子
	16:00～ 17:00	個別相談 水城 実 (税理士) 中村 達也 (中小企業診断士)

(5) 公開セミナー

旬のテーマで男女共同参画を身近に感じ、考え、ふるさとづくりへの県民の参画促進や、社会的気運の醸成をつくる講演&パネルディスカッションを、県内4カ所で開催した。

開催日	時間	場所	内容・講師	参加者数
9/11(日) ※和歌山市 との共催で 開催	13:30～ 16:00	和歌山市 男女共生 推進センター みらい	3. 11から6ヶ月 地震・津波、その時のために ～被災地から見えること～ ・基調講演 「減災・復興に男女共同参画の視点を」 相川 康子 (特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 専務理事) ・パネルディスカッション 「地域・津波、その時のために ～被災地から見える こと～」	109人

			コーディネーター：相川 康子 パネリスト：宗方 恵美子 (特定非営利活動法人イコールネット 仙台代表理事) 幾島 浩恵 (上富田ふれあいルーム講師、防災士) 上西 令子 (和歌山県男女共同参画センター所長)	
11/13(日)	14:00～ 16:00	有田川町 金屋文化 保健センター	「おんなとおとこ、笑ってコミュニケーション」 講師に落語ユニット「姉様キングス」を招き、幅広い方に男女共同参画推進の必要性を認識してもらうためセミナーを開催。 講師 姉様キングス	84人
12/10(土)	13:30～ 15:30	橋本市教 育文化会 館	「あなたらしい生き方で！～仕事も家庭も子育ても～」 男女共同参画社会実現の必要性を、“子育て”をキーワードに、身近な事例から考える講座を開催。 講師 神戸大学大学院教授 朴木 佳緒留	41人
2/4(土)	13:30～ 15:30	紀の川市 中貴志コ ミュニティセンター	「防災・災害復興における安心のまちづくり」 防災・災害復興時における男女共同参画の必要性について学ぶセミナーを開催。 講師 兵庫県理事 清原 桂子	103人

(6) 男女共同参画相談員養成講座 (ステップアップ編)

平成22年度に開催した男女共同参画相談員養成講座の受講者を対象にステップアップ編として開催した。

- ・講師 藤原 暁子 ((有)フェミニストカンセリング堺カウンセラー)
- ・受講生 13人 (総授業時間数の3/4以上を13人が受講し修了証を交付)
- ・場所 新宮市福祉センター

開催日	時間	テーマ
5/22 (日)	10:00～12:00 13:00～15:00	振り返りと、傾聴に際して留意する点 ロールプレイ① ～実際の相談に向けて、ロールプレイから見える問題を共有しよう～
5/29 (日)	10:00～12:00 13:00～15:00	ロールプレイ② ～実際の相談に向けて、ロールプレイから見える問題を共有しよう～ 実践に際して

(7) 男女共同参画相談員養成講座

フェミニストカウンセリングについて理解を深め、基礎から実践までの相談全般の知識や手法を学び、男女共同参画に関するさまざまな相談に対応できる相談員養成のための連続講座を開催した。

- ・日 程 平成23年6月26日(日)～平成23年7月31日(日)の間の6日間
- ・受講生 36人(総授業時間数の3/4以上の受講生34人に修了証を交付)
- ・場 所 田辺市民総合センター

開催日	時間	テーマ	講師
6/26(日)	13:00～15:00 15:10～16:30	フェミニストカウンセリングとは 被害者支援とは	(株)ウィメンズカウンセリング 京都 代表 井上 摩耶子 カウンセラー
7/3(日)	10:00～12:00 13:00～16:30	女性を守る法律知識 ジェンダーについて DVとは	小松 明子 竹之下 雅代 楠神 小夜子 友杉 明日香
7/10(日)	13:00～14:50 15:00～16:30	DV被害者の心理 DVが子どもに与える影響	臨床心理士 上野 和久
7/17(日)	13:00～14:50 15:00～16:30	セクシュアリティについて セクシュアルハラスメントとは	弁護士 長谷川 京子
7/24(日)	10:00～12:00 13:00～16:30	相談員養成実践① 相談対応の留意点① 相談員養成実践②	
7/31(日)	13:00～14:50 15:00～16:30	相談対応の留意点② 相談員養成実践③	

(8) DV被害者支援ボランティア養成講座

DVを正しく理解し、DV被害者への支援活動を地域で行う人材を養成することを目的に、22年度の基礎編に続き、実践につなげていくための応用編として講座を開催した。

- ・受講生 26人(総授業時間数の3/4以上の受講生22人に修了証を交付)
- ・場 所 海南商工会議所

開催日	時間	テーマ	講師
1/15 (日)	10:00～12:00	DVをなくすためにできること	(有)フェミニストカウンセリング堺 カウンセラー 藤原 暁子 弁護士 松原 敏美
	13:00～15:00	被害者支援の具体的手法	
1/22 (日)	10:00～12:00	支援に役立つ法律知識	
	13:00～15:00	支援をするということ ～支援者としての姿勢～	

(9) 性暴力被害者支援講座

性暴力について知り、被害者を支援するとき二次被害を与えないためにも、必要なものは何かを学ぶための講座を開催した。

開催日	時間	場所	テーマ	講師	参加者数
8/28(日)	13:30～ 15:30	新宮市福祉センター	「性犯罪被害にあうということ」	性犯罪被害者支援活動「みかつき」主宰 小林 美佳	29人

(10) デートDV防止啓発事業

和歌山県教育委員会学校指導課主催の和歌山県生徒指導研究協議会の中で、小・中・高校・特別支援学校などの生徒指導の教員に対し、デートDVについての認識を深めてもらうため講座を開催した。

開催日	場所	テーマ	講師	時間	参加者数
7/28(木)	和歌山ビッグ愛	「子どもたちをデートDVから守るために」	立命館大学・神戸大学 非常勤講師 伊田 広行	15:10～ 16:10	147人
7/29(金)	県立情報交流センター Big・U				135人

(11) デートDV防止啓発事業出前講座

高校生としての健全な生活を送るために、その妨げとなるデートDVの存在を知り、高校生におけるデートDV防止を図ることを目的に講座を開催した。

開催日	場 所	テ ー マ	講 師	時 間	参加者数
10/25(火)	和歌山西 高校	「自分も相手も大切に」	立命館大学・神戸大学 非常勤講師 伊田 広行	13:30～ 14:30	319人
12/8(木)	箕島高校		神戸市看護大学 教授 高田 昌代	11:00～ 12:00	791人
12/15(木)	田辺高校			13:30～ 15:00	640人

(12) 行政職員のための男女共同参画講座

開催日	場 所	内 容	講 師	時 間	参加者数
4/26(火)	りいぶる	行政職員として必要な男女共同参画への基本的な知識を持ち理解を深め、施策に活かす。	和歌山大学経済学部教授 足立 基浩	13:00～ 14:30	31人

(13) 男女共同参画基礎講座

開催日	場 所	内 容	講 師	時 間	参加者数
5/21(土)	りいぶる	書評誌作成に協力いただくボランティアスタッフに、男女共同参画の視点をもって書評を執筆してもらうため、男女共同参画基礎講座を開催。	和歌山大学経済学部准教授 金川 めぐみ	13:30～ 15:00	10人

(14) 書評の書き方講座

開催日	場 所	内 容	講 師	時 間	参加者数
8/6(土)	りいぶる	書評ボランティアや広く県民の方に、書評の書き方を学ぶ講座を開催。	和歌山大学経済学部教授 遠藤 史	13:30～ 15:30	32人

(15) 就職準備セミナー

就職・再就職をめざす方を対象に、自信を持って自分を表現し就職活動に活かすためのパーソナルカラーやコミュニケーションについて学ぶセミナーを開催した。

- ・受講生 22人
- ・場 所 りいぶる

月 日	時 間	テ ー マ	講 師
3/17(土)	10:00～ 17:00	新たな自分を発掘！ 自分を活かす就職準備セミナー 「第一印象のイメージUPに活かす色彩心理学によるパーソナルカラー診断」 「魅力を伝えるコミュニケーション術」	カラーセラピスト 石井 亜由美 中小企業診断士 濱田 智司

(16) 男女共同参画啓発ポスター募集

「みんなで作ろう輝く未来！！」をテーマに啓発ポスターを募集した。

- 小・中学校及び高等学校の児童・生徒から122点の応募があり、最優秀賞5点、優秀賞9点を啓発ポスター選考委員会において選考し、りいぶるフェスタ2011において表彰した。

最優秀賞		(敬称略/学年はいずれも平成23年当時)	
・小学生の部	新谷 安梨沙	橋本市立城山小学校	1年
	出口 奈侑	岩出市立根来小学校	6年
・中学生の部	磯部 彩乃	和歌山県立向陽中学校	1年
	酒田 瑠華	和歌山市立西脇中学校	2年
・高校生の部	三浦 由起子	和歌山県立和歌山高等学校	3年

優秀賞			
・小学生の部	橋本 陽向	橋本市立高野口小学校	2年
	小山 裕加	和歌山市立福島小学校	5年
	服部 瞳	海南市立亀川小学校	5年
	北田 晃大	和歌山市立広瀬小学校	6年
	中川 朋栄	岩出市立根来小学校	6年
	千葉 七織	岩出市立根来小学校	6年
・中学生の部	中畔 楓花	岩出市立岩出中学校	1年
・高校生の部	中村 友梨香	和歌山市立和歌山高等学校	2年
	橋本 彩花	和歌山YMCA学院高等学校	3年

- 入賞作品をりいぶるフェスタ2011の会場に展示後、全応募作品を和歌山バス(株)の協力を得て、路線バス(南海和歌山市駅～JR和歌山駅間)の車内へ展示した。

※平成22年度入賞作品の展示

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| ・和歌山電鐵貴志川線一般車内
(和歌山駅～貴志駅間) | 平成23年6月23日～6月29日 |
| ・和歌山県庁県民ロビー | 平成23年7月19日～7月29日 |
| ・メッサオークワガーデンパーク
和歌山店 | 平成23年8月9日～8月16日 |
| ・県立図書館エントランスホール | 平成23年8月21日～9月8日 |

3 講師派遣

月 日	行 事 内 容 等	開 催 場 所	受 講 者 数
9月6日	郵便事業株式会社 湯浅支店 人権研修	郵便事業株式会社 湯浅支店	25人
11月28日	連合和歌山青年委員会・女性委員会合 同学習会	和歌山県勤労福祉会館 「プラザホープ」	63人
12月7日	天理市樺本校区人権教育推進協議会 県外研修	” りいぶる ” 会議室 A	26人
1月27日	御坊人権擁護委員協議会研修会	御坊市中央公民館	27人
2月28日	和歌山県民総合健診センター職場研修	” りいぶる ” 会議室 A	36人
3月13日	西浜御殿クラブ学習会	西浜自治会館	25人
計	講師派遣行事数 6 件		202人

4 情報収集提供事業

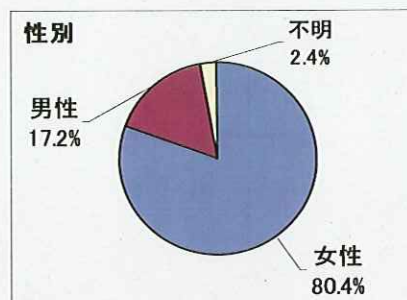
(1) 図書・情報資料室の運営

ア 蔵書数（平成24年3月31日現在）

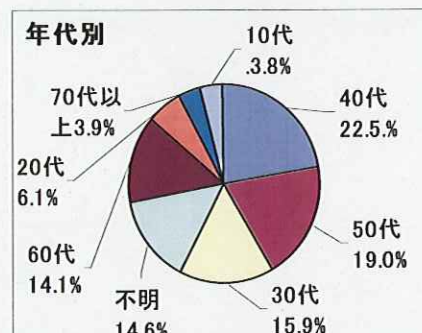
蔵書数	8,309冊
ビデオ・DVD	273本

イ 図書貸出利用カード登録数

(ア)性別	女性	856人	80.4%
	男性	183人	17.2%
	不明	26人	2.4%
	計	1,065人	



(イ)年代別	10代	41人	3.8%
	20代	65人	6.1%
	30代	169人	15.9%
	40代	240人	22.5%
	50代	202人	19.0%
	60代	150人	14.1%
	70代以上	42人	3.9%
	不明	156人	14.6%
	計	1,065人	

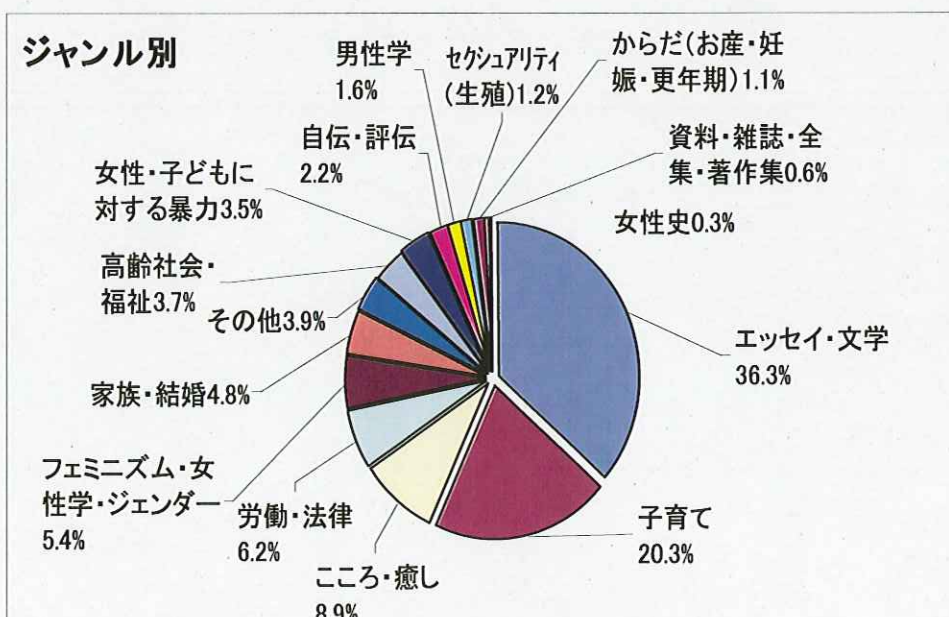


ウ 図書・ビデオ等貸出状況

	開館日数	貸出者数	一日当たり 平均貸出者数	貸出冊数	一人当たり 平均貸出冊数
4月	25日	78人	3.1人/日	152冊	1.9冊/人
5月	23日	68人	3.0人/日	149冊	2.2冊/人
6月	26日	88人	3.4人/日	161冊	1.8冊/人
7月	27日	97人	3.6人/日	196冊	2.0冊/人
8月	26日	101人	3.9人/日	205冊	2.0冊/人
9月	25日	89人	3.6人/日	189冊	2.1冊/人
10月	26日	83人	3.2人/日	156冊	1.9冊/人
11月	24日	91人	3.8人/日	187冊	2.1冊/人
12月	23日	77人	3.3人/日	174冊	2.3冊/人
1月	24日	82人	3.4人/日	183冊	2.2冊/人
2月	24日	102人	4.3人/日	210冊	2.1冊/人
3月	26日	118人	4.5人/日	242冊	2.1冊/人
計	299日	1,074人	3.6人/日	2,204冊	2.1冊/人

エ ジャンル別図書貸出状況

分 類		貸出数	構成比%
A	フェミニズム・女性学・ジェンダー (社会的性別)	101	5.4
B	労働・法律	115	6.2
C	家族・結婚	90	4.8
D	女性・子どもに対する暴力	65	3.5
E	こころ・癒し	166	8.9
F	子育て	379	20.3
G	からだ (お産・妊娠・更年期)	20	1.1
H	セクシュアリティ (生殖)	22	1.2
I	女性史	6	0.3
J	自伝・評伝	41	2.2
K	エッセイ・文学	679	36.3
L	高齢社会・福祉	70	3.7
M	男性学	30	1.6
N	資料・雑誌・全集・著作集	12	0.6
O	その他	73	3.9
P	ビデオ・DVD	335	
合 計		2,204	



(2) 情報紙 センターニュース「りいぶる」の作成

- 規 格 A4版 8ページ
- 部 数 1,500部/回
- 発行回数 年3回
- 配布先 各市町村、各振興局総務県民課ほか



(3) ホームページの運営（平成13年8月24日開設）

男女共同参画を推進するため、インターネットを利用した各種情報提供を行っている。

- ・ センターの施設案内
- ・ 図書、ビデオ情報
- ・ 相談窓口案内
- ・ 主催講座案内、講座レポート 等



(4) 書評誌「りいぶるBook～これ、読んだ?～」


- 規 格 A4版 6ページ
- 部 数 1,500部/回
- 発行回数 年3回
- 配布先 各市町村、各振興局総務県民課ほか

2011.8

りいぶるBook

～これ、読んだ?～

Vol.10



題名	著者名	ページ
おもしろいこと	藤田 浩	1
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	2
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	3
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	4
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	5
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	6
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	7

2011.11

りいぶるBook

～これ、読んだ?～

Vol.11



題名	著者名	ページ
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	1
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	2
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	3
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	4
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	5
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	6

2012.4

りいぶるBook

～これ、読んだ?～

Vol.12



題名	著者名	ページ
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	1
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	2
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	3
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	4
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	5
おもしろいこと、おもしろいこと	山本 浩	6

(注) 数値は四捨五入を原則としているので、4 情報収集事業と次の5 相談事業の構成比の合計値と内訳の計が一致しない場合もあります。

5 相談事業

(1) 総合相談

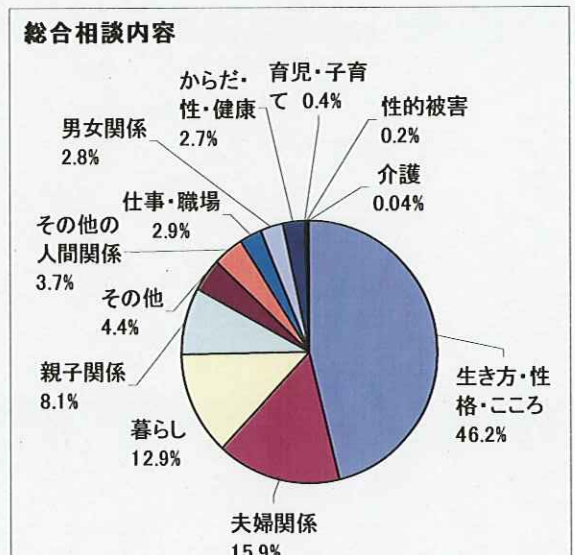
- ・男女共同参画相談員による面接相談または電話相談

(相談件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接	5	8	12	13	8	10	7	9	7	7	8	2	96
電話	145	204	208	262	271	217	150	140	127	134	129	168	2,155
計	150	212	220	275	279	227	157	149	134	141	137	170	2,251

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
生き方・性格・こころ	1,039	46.2
からだ・性・健康	61	2.7
仕事・職場	65	2.9
夫婦関係	357	15.9
男女関係	63	2.8
親子関係	182	8.1
その他の家族関係	0	0
その他の人間関係	83	3.7
性的被害	4	0.2
育児・子育て	8	0.4
介護	1	0.04
学習	0	0
暮らし	290	12.9
その他	98	4.4
計	2,251	



*左表相談内容のうち

DV	185 件
ストーカー	10 件
セクハラ	8 件
虐待	55 件
パワハラ・いじめ	12 件

(2) 法律相談

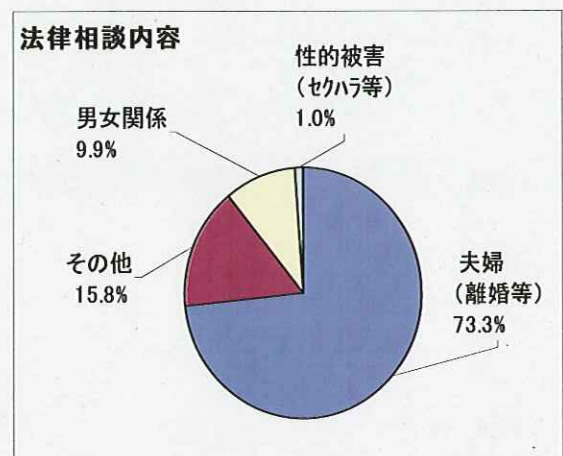
- ・女性弁護士による法律問題に関する面接相談
月3回 午後1時から午後4時10分(予約制)

(相談件数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
6	11	7	10	9	7	7	12	7	8	8	9	101

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
夫婦(離婚等)	74	73.3
男女関係	10	9.9
相続・扶養	0	0
消費者等	0	0
性的被害(セクハラ等)	1	1.0
その他	16	15.8
計	101	



*左表相談内容のうち

DV	15 件
ストーカー	2 件
セクハラ	1 件
虐待	3 件
パワハラ・いじめ	2 件

(3) 男性相談

・男性相談員による男性のための電話相談

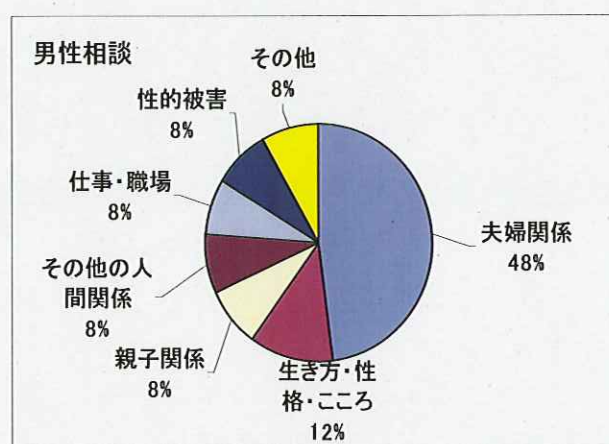
毎月第2水曜日 午後4時30分から午後8時30分(先着制・予約優先・男性のみ)

(相談件数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2	2	0	2	2	3	4	4	1	1	1	3	25

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
夫婦関係	12	48.0
男女関係	0	0
親子関係	2	8.0
その他の家族関係	0	0
その他人間関係	2	8.0
生き方・性格・こころ	3	12.0
からだ・性・健康	0	0
仕事・職場	2	8.0
性的被害	2	8.0
くらし	0	0
その他	2	8.0
計	25	



*左表相談内容のうち

DV	6件
セクハラ	0件
ストーカー関係	0件
虐待	1件
パワハラ・いじめ	0件

(4) カウンセリング

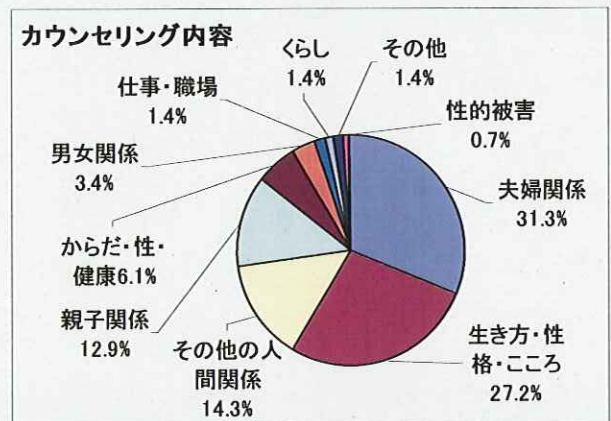
- ・女性カウンセラーによる面接相談または電話相談
毎月 第1～第4金曜日 午後1時から午後4時40分（予約制）

(相談件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接	8	7	7	5	6	7	6	7	9	6	8	6	82
電話	5	7	5	6	2	7	6	6	5	5	6	5	65
計	13	14	12	11	8	14	12	13	14	11	14	11	147

(相談内容)

内 容	件数	構成比 (%)
夫婦関係	46	31.3
男女関係	5	3.4
親子関係	19	12.9
その他の家族関係	0	0
その他の人間関係	21	14.3
生き方・性格・こころ	40	27.2
からだ・性・健康	9	6.1
仕事・職場	2	1.4
性的被害	1	0.7
くらし	2	1.4
その他	2	1.4
計	147	



*左表相談内容のうち

DV	20 件
セクハラ	0 件
ストーカー関係	0 件
虐待	5 件
パワハラ・いじめ	0 件

6 センター利用状況（来訪者数及び貸室等利用者数）

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
会議室A	470	344	405	389	338	520	758	563	727	477	428	545	5,964
主催事業	48				33		120	54	15	14		67	351
他機関実施	276	238	405	340	249	520	375	281	482	346	371	317	4,200
その他	146	106		49	56		263	228	230	117	57	161	1,413
会議室B	262	339	317	243	243	248	415	326	286	280	326	265	3,550
主催事業													
他機関実施	212	286	285	215	204	223	358	291	233	238	243	234	3,022
その他	50	53	32	28	39	25	57	35	53	42	83	31	528
会議室C	319	380	353	334	350	491	486	419	301	365	381	437	4,616
主催事業		14		7		86							107
他機関実施	309	342	283	311	336	250	461	349	293	357	291	379	3,961
その他	10	24	70	16	14	155	25	70	8	8	90	58	548
図書資料室	162	197	205	200	212	183	181	220	170	184	230	268	2,412
サロン来訪	147	181	288	266	206	180	233	350	220	267	263	283	2,884
一対談ルーム	144	60	121	109	176	106	187	194	83	122	113	124	1,539
ビッグ愛			283	147									430
各種相談	171	239	239	298	298	251	180	178	156	161	160	193	2,524
視察等						2			28				30
地域こおける利用		26	34	301	79	134	319	991	1,477	107	165	25	3,658
計	1,675	1,766	2,245	2,287	1,902	2,115	2,759	3,241	3,448	1,963	2,066	2,140	27,607

参 考 资 料

和歌山県男女共同参画基本計画〔第3次〕(平成24年3月改定)のあらまし

■計画の位置づけ

- ①和歌山県男女共同参画推進条例第7条に定める「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」
- ②男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条で定める法定計画
- ③和歌山県男女共同参画基本計画（平成19年3月改定）の改定計画

■計画期間

計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間で、計画期間終了後、計画全般についての見直しを行います。

また、この期間中においても、必要な見直しを行うことを妨げるものではありません。

■改定計画のポイント

この計画では、和歌山県男女共同参画推進条例に掲げる理念を基本として、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮できる元気な和歌山の実現をめざし、男女共同参画を具体的に推し進めるため、長期目標と5つの施策の方向を定めています。（次頁参照）

さらに、前計画の内容を基本的に維持しながら、社会経済情勢の変化や災害、策定後5年間の成果や課題を踏まえ、より実効性のある施策を実施します。また、地域の活性化のためには女性の能力を活かすことが重要となるため、女性が一層活躍しやすい社会環境を整備し、社会参画を促進します。加えて、男性が家庭生活や地域社会へ参画することを促進します。

なお、計画改定に当たって、新たに追加及び強調した項目等はおりのとおりです。

- ◇ 県の審議会及び各分野での女性の登用促進
- ◇ 防災に関する施策・方針決定過程への女性の参画推進
- ◇ 市町村における男女共同参画推進
- ◇ 男女間のあらゆる暴力の根絶（若年層へのDV防止教育の推進）
- ◇ 女性のチャレンジ支援

■県の基本的な役割

- ①性別にかかわらず男女があらゆる分野で活躍できる環境整備を県民の皆さんと協働して一層推進すること
- ②県民や事業者等の皆さんの男女共同参画に向けた取組を支援すること

■県民、事業者の皆さんの役割

県民の皆さんには、男女を問わず、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場でそれぞれの個性と能力を十分発揮していただきたいと考えています。

事業者の皆さんにも、男女が仕事と生活の調和を実現し、平等に、そして健康に働き続けることができる事業所運営をしていただきたいと考えています。

施策体系

長期的な目標

男女共同参画でつくる 元気な和歌山

施策の方向Ⅰ 元気な和歌山実現に向けた男女共同参画の推進

- 1 男女共同参画社会への基盤づくり
 - (1) 地域社会への県民参画促進
 - (2) 活力ある農山漁村型地域の実現に向けた男女のパートナーシップの確立
 - (3) 高齢者や障害のある人が安心して生き生きと暮らせるための取組
 - (4) 多様な立場の人々への取組
- 2 農林水産業、商工業等の分野における取組促進
 - (1) 農林水産業での男女共同参画の推進
 - (2) 事業活動等への男女共同参画の推進
 - (3) 家族従事者等も生き生きと活躍できる環境の整備
- 3 男女共同参画推進のための教育等の充実
 - (1) 学校教育での取組の充実
 - (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の推進
 - (3) 生涯学習等の推進
- 4 男女共同参画に向けた意識改革
 - (1) 調査・研究及び施策への取り入れ
 - (2) 広報・啓発活動の充実
 - (3) 相談体制の充実

施策の方向Ⅱ 政策・方針決定過程での男女共同参画の促進

- 1 県の政策決定過程への女性の参画の拡大
 - (1) 政策決定への県民参画の促進
 - (2) 県の審議会等への女性の参画の促進
 - (3) 県の女性職員の採用・登用等の促進
- 2 市町村における取組への支援
 - (1) 市町村の政策決定への県民参画の促進
 - (2) 市町村の審議会等への女性の登用に関する支援等
 - (3) 市町村女性職員の採用・登用に関する要請等
- 3 企業、関係機関、団体等の取組への支援
- 4 防災・災害復興における男女共同参画の推進

施策の方向Ⅲ 働く場と家庭における男女共同参画の推進

- 1 雇用の分野における男女共同参画の推進
 - (1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - (2)母性健康管理対策の推進
- 2 多様な働き方等への支援
 - (1)再就職等に向けた支援
 - (2)パートタイム労働及び派遣労働対策
 - (3)起業支援策の充実
- 3 仕事と家庭の両立のための雇用環境の整備
 - (1)意識啓発の促進
 - (2)雇用環境の整備
- 4 子育て支援策の充実
 - (1)多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - (2)ひとり親家庭に対する支援の充実
- 5 家庭生活への男女共同参画の促進

施策の方向Ⅳ 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 1 配偶者等からの暴力への対策の推進
 - (1)ドメスティック・バイオレンスに対する社会的認識の徹底
 - (2)相談体制の充実等
 - (3)被害者の保護・自立支援、暴力行為への厳正な対処
- 2 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- 3 性犯罪等への対策の推進
 - (1)性犯罪・ストーカー行為・売買春・人身取引等への対策の推進
 - (2)被害者への配慮
- 4 各種メディアにおける男女の人権の尊重

施策の方向Ⅴ 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり

- 1 適切な性教育の推進
- 2 生涯を通じた健康支援
- 3 妊娠・出産期における女性の健康支援
- 4 HIV/エイズ、性感染症対策、薬物乱用対策、喫煙・飲酒対策の推進

男女共同参画のあゆみ

年号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
1945 (昭和20年)	・国際連合誕生 ・「国連憲章」採択	・衆院法改正 (成年女子に参政権)	
1946 (昭和21年)	・婦人の地位向上委員会設置	・総選挙で初の婦人参政権 行使 ・日本国憲法公布	
1947 (昭和22年)		・民法改正(家父長制度廃止) ・教育基本法公布 (男女教育機会均等) ・労働基準法公布 (男女同一賃金)	
1948 (昭和23年)	・「世界人権宣言」採択		
1956 (昭和31年)		・売春防止法制定	
1967 (昭和42年)	・「婦人に対する差別撤廃 宣言」採択		
1975 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)開催 ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部会議 開催 ・総理府婦人問題担当室業務 開始	
1976 (昭和51年)	・ILOに婦人労働問題担当室 設置	民法改正 (離婚後の氏の選択自由)	
1977 (昭和52年)		・【国内行動計画】策定	・青少年局育成課に婦人主幹 配置 ・婦人問題連絡会議設置 (庁内関係課室)
1978 (昭和53年)			・婦人問題企画推進会議設置 ・婦人関係施策の調査 ・「婦人問題を考える集い」 開催
1979 (昭和54年)	・「女子差別撤廃条約」採択		・婦人問題世論調査(第1回) ・婦人の政策決定参加状況 調査
1980 (昭和55年)	・「国際婦人の十年」中間年 世界会議(コペンハーゲン)開催 ・「国際婦人の十年後半期行動 プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」に署名 民法改正 (配偶者の相続 1/3→1/2)	・「婦人の明日をひらく私の意 見」公募 ・「明日をひらく婦人交流のつ どい」開催
1981 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・【国内行動計画後期重点 目標】策定	・「婦人文化展」開催
1982 (昭和57年)			・【和歌山婦人施策の指標】 策定(5月) ・婦人問題シンポジウム開催
1984 (昭和59年)		・国籍法・戸籍法改正 (父母両系血統主義、配偶者 の帰化条件の男女同一化)	・青少年婦人課に名称変更 婦人の生活と意識調査 (第2回) ・婦人問題懇話会設置
1985 (昭和60年)	・「国際婦人の十年」ナイロビ 世界会議開催 ・「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」採択	・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法改正 (女性の年金権確立) ・「男女雇用機会均等法」公布 ・生活保護基準額改正 (男女差解消)	・婦人問題アドバイザー設置 ・県婦人会議設立
1986 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部拡充 (構成省庁を全省庁に)	・県婦人議会開催 ・「婦人のつどい」開催
1987 (昭和62年)		・【西暦2000年に向けての新国 内行動計画】策定	・「紀州の女のまつり」開催

年号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
1988 (昭和63年)			・【21世紀をめざすわかやま女性プラン】策定(3月)
1989 (平成元年)			・女性の生活と意識調査(第3回) ・「ナウナウわかやま」開催
1990 (平成2年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「かがや紀のおんな」開催
1991 (平成3年)		・【西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改訂)】策定 ・中学校の家庭科男女必修開始 ・「育児休業法」公布	・北陸・中部・近畿婦人問題地域推進会議開催(総理府と共催) ・「女性問題を考えるフォーラム」開催
1992 (平成4年)		・「育児休業法」施行	・「和歌山女性フェスティバル」開催
1993 (平成5年)		・「パートタイム労働法」施行	・青少年女性課に名称変更 ・「トークイン和歌山」開催
1994 (平成6年)	・開発と女性に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)開催 ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	・高校の家庭科男女必修開始 ・総理府に男女共同参画室・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置	・女性の生活と意識調査(第4回) ・平成女性和歌集編集 ・審議会等委員への女性の登用推進要綱制定(3月)
1995 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京)開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)(一部H11.4.1施行)	・【わかやま女性プラン】改定(3月) ・「女性のつばさ」海外派遣開始
1996 (平成8年)		・【男女共同参画2000年プラン】策定	・生活文化部に女性政策課設置 ・わかやま女性100人委員会設置
1997 (平成9年)		・男女雇用機会均等法改正 ・労働基準法女子保護規定撤廃(H11.4.1施行)(一部H10.4.1施行) ・介護保険法公布	・「女性参政権行使50周年記念イベント」開催 ・男女共生社会づくり協議会設置
1998 (平成10年)			・男女共生社会づくりに関する県民意識調査 ・県女性センター開設(12月)
1999 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行(6月)	
2000 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言及び成果文書」採択	・【男女共同参画基本計画】策定 ・「児童虐待防止法」施行	・【和歌山県男女共生社会づくりプラン】策定(3月)
2001 (平成13年)		・省庁再編により内閣府男女共同参画局に改組男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定(4月)・施行(10月) ・第1回「男女共同参画週間」 ・第1回「女性に対する暴力をなくす運動」	・機構改革による名称変更男女共生社会推進課 男女共生社会推進センター ・男女共生社会推進本部設置 ・審議会等への女性の参画促進要綱制定(10月)
2002 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」	・男女共同参画推進条例施行(4月) ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画に関する県民意識調査実施

年号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
2003 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議決定 ・「女性のチャレンジ支援策の推進」 ・次世代育成支援対策推進法公布・一部施行 ・「少子化社会対策基本法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・【和歌山県男女共同参画基本計画】策定（3月）
2004 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（6月公布、12月施行）及び同法に基づく基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画フォーラムinわかやま」開催（高野山） ・男女共同参画に関する施策苦情処理要領策定（8月）
2005 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」 ・男女共同参画基本計画（第2次）策定（12月） 	
2006 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県男女共生社会推進センターの在り方」提言（1月） ・男女共同参画に関する県民意識調査実施
2007 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・【和歌山県男女共同参画基本計画】改定（3月）
2008 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革による名称変更 青少年・男女共同参画課（青少年課と男女共生社会推進課を統合）
2009 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	
2010 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議答申「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（7月） ・男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画の変更」（12月） ・第3次男女共同参画基本計画策定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革による名称変更 男女共同参画センター ・男女共同参画に関する県民意識調査実施
2012 (平成24年)			<ul style="list-style-type: none"> ・【和歌山県男女共同参画基本計画】第3次（3月）

和歌山県男女共同参画推進条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第7条—第17条)
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等(第18条—第22条)
- 第4章 和歌山県男女共同参画審議会(第23条—第25条)
- 第5章 雑則(第26条)

附則

男女は、人として平等であり、その人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

和歌山県は、男女が平等で、共に生かし合い支え合うことのできる社会の実現を目指した積極的な取組を行ってきた。しかし、性別による固定的な役割分担意識を反映した制度や慣行による不平等は、根強く残り、社会参画を求めながらもその願いがかなわない人々が、今なお存在する。

このような状況の中で、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展等社会経済情勢の急激な変化に対応し、和歌山県を真に住みよいふるさととするためには、男女が共に社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、互いの個性と能力を十分に発揮しつつ利益を等しく享受し、共に責任を分かち合うことのできる社会の実現が、緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画を更に推進し、すべての男女が、人間としての誇りをもち、心の豊かさと経済的な豊かさを共に実感しつつ、安心して生き生きと暮らすことのできるふるさと和歌山を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責

務を明らかにするとともに、県の基本的施策に関して必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 人を不快にさせる性的な言動により、個人の生活環境を害し、又は当該言動を受けられないことその他の当該言動を受けた個人の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とを円滑に両立できるようにすること。

- (5) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- (6) 他の地方公共団体との広域的連携及び国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、県行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮し、かつ、職業生活と家庭生活とを円滑に両立できるよう職場環境の整備に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

- 第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標、

施策の方向及び基本的な事項

- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるとともに、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民等の理解を深めるための措置)

- 第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、学校教育その他のあらゆる教育において、男女の人権の尊重及び男女共同参画に関する学習の機会の確保及び教育の内容の充実が図られるよう努めるものとする。

(県の政策決定過程等における男女共同参画の推進)

- 第9条 県は、審議会その他の附属機関等の委員を任命又は委嘱するときは、男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。
- 2 県は、政策決定過程等における男女共同参画を率先して推進するため、職員の任用に当たっては、本人の意欲と能力に基づく実質的な男女平等を確保するとともに、職員である男女の職域の拡大、能力開発その他職場環境の整備に努めるものとする。

(子育て・介護環境の向上)

- 第10条 県は、男女が共に、子育て及び家族の介護に積極的にかかわり、家庭生活における活動と家庭生活以外における活動を円滑に両立できるよう、家族はもとより、地域、職場、学校等が相互に協力しながら一体となって支え合うことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者が行う活動への支援及び情報収集等)

- 第11条 県は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況等を公表することができる。

(農林水産業、商工業等の産業の分野における男女共同参画の推進)

- 第12条 県は、起業又は経営等の事業活動を行う男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに努めるものとする。
- 2 県は、農林水産業及び家族経営的な商工業等に従事する男女が、性別にかかわらず生産又は経営における活動と家庭生活における活動とを円滑に両立できるとともに、それぞれの活動に共同して参画できる環境づくりに努めるものとする。

(県民が行う活動への支援)

- 第13条 県は、県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言、男女共同参画の推進のための人材の養成その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市町村との協力)

- 第14条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力を求めることができる。
- 2 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、市町村からの求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(調査研究)

- 第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

- 第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(年次報告)

- 第17条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

- 第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。)その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別的取扱い又は男女の人権を損なうような暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現その他の男女の人権の侵害につながるような表現を行うことのないように努めなければならない。

(相談への対応等)

- 第20条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為について、県民若しくは事業者又は県内に在勤若しくは在学する者(以下「県民等」という。)からの相談に適切に対応するため、相談員の設置等相談体制の充実に努めるものとする。

(被害者支援)

- 第21条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含む。)から、家庭内等において、男女間の暴力的行為により被害を受け、又は受けおそれのある者(以下「被害者」という。)に対

し、必要に応じて助言、施設への一時的な入所等による保護その他の適切な支援を行うものとする。

- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項の規定による配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設及び知事が別に指定する施設(以下「センター等」という。)の長は、前項に規定する一時的な入所等による保護又は同法第3条第3項第3号に規定する一時保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、男女間の暴力的行為又は同法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力(以下「暴力的行為等」という。)が当該被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。
 - (1) 被害者に対し暴力的行為等を行った者又はその者から依頼を受けた者(以下「加害者等」という。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。
 - (2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。
- 3 センター等の長は、被害者の保護のため必要があると認めるときは、当該被害者からの申出に基づき、警察等関係機関に対する協力の要請その他の必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- 第22条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民等から苦情があったときは、当該苦情への適切な対応に努めるものとする。
- 2 知事は、前項の苦情への対応に当たって特に必要があると認めるときは、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第4章 和歌山県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

- 第23条 男女共同参画の推進を図るため、和歌山県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を

置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について必要に応じ、調査し、及び意見を述べること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属することとされた事務
- 3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べるができる。

(組織)

- 第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

- 第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

第5章 雑則

(委任)

- 第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(平成17年7月6日条例第94号)

この条例は、公布の日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日公布、施行

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する
基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語

の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会

における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の

形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

きる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行

する。

(以下略)